

マンション管理士前島事務所通信

2015年(平成27年)3月25日
第00030号(隔月発行)編集／発行者：前島 英史
住所：京都市下京区西洞院通花屋町上ル
西側町483 六条荘1C
電話：075-744-0918
URL: <http://www.mankan-maejima.com>

要援護者届出書 (新規・変更)		平成 年月日
OOマンション管理組合		
理事長 ○○○○株		
OOマンション要援護者名簿作成及び運用等に関する細則5条の規定に基づき、要援護対象者を届け出ます。		
届出者氏名 _____印		
1 要援護者対象者		
住戸番号	号室	自宅電話番号
要援護者の氏名	性別	年齢
2 要援護者の家族等		
同居の家族	有	無
代表者氏名(世帯主)	年齢	
不在時の連絡先	携帯番号	
3 緊急時の連絡先		
連絡先名称又は氏名	届出者との関係	電話番号
4 接種が必要な状況 (できるだけくわしく記入ください)		
(5) (1)については、要援護者名簿の取り扱いに関する細則第8条第2項に居住者への配布を規定する場合に記載します。		
5 記載事項等の利用の同意確認 (いずれかに□を付して下さい。)		
① マンション居住者に配布して良いですか	可	不可
② 地方公共団体の防災機関等に配布して良いですか	可	不可
お届けいただいた情報は契約及び使用細則で定められた目的以外に利用されることはありません。		

「要介護者」の届け出書。細則モデルにはコメントも付けた

は、検討会中断の要因で、12年8月の会合で、政策室長は再開に向けた準備を始め、「これまでの論点を総ざらいしている」と話す。笠谷雅也マンション政策室長は、再開に向けた度論点を整理し、検討会で提示する。

12年8月の会合では、検討会が約30回開かれている。代わりに委員が参加する、非公式の会合が約30回開かれている。

笠谷雅也マンション政策室長は再開に向けた準備を始め、「これまでの論点を総ざらいしている」と話す。8月の第9回会合を最後に、検討会は2012年8月の第9回会合を最後に開かれていない。代わりに委員が参加する、非公式の会合が約30回開かれている。

細則モデルを整備

公益財団法人マンションセンターは1月26日、「マンション管理組合で作成する名簿の取り扱いに関する細則について」を発売した。管理組合が作成する名簿の種類と、取扱いルールなどを示す名簿として、主に総会の招集や管理費等の請求書は管理組合が作成にあたっての留意点、取扱いルールなどを示す名簿とし、主に総会の招集や管理費等の請求

に加えて

居住者・要援護者も

マンション管理センター

名簿作成ガイドライン提示

三者への提供や作成の方針、安全性と利便性、公開性等に言及した

の目的、名簿の掲載事項等に、それぞれ違いがあるからだ。添付資料として、マンション使用細則モデル、個人情報保護法、避難行

今年度中に再開 ◇
管理ルール 検討会 再度論点提示 ◇
国交省

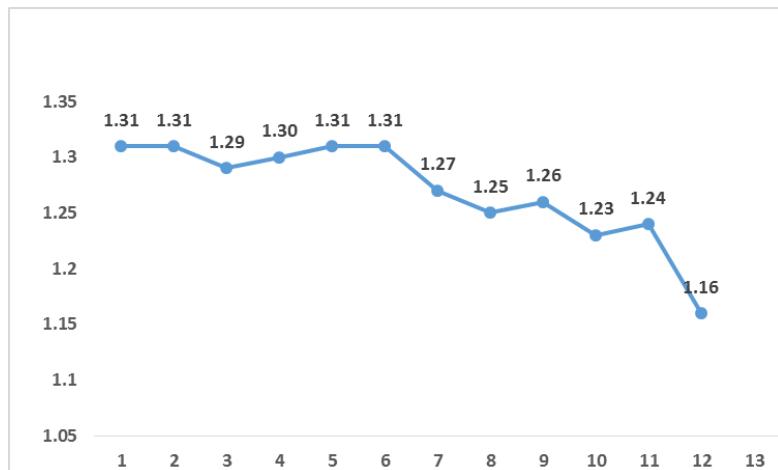
A4判。80ページ。
ターピー出版部 03-(3)222-1535番。(3)963号より)
定価は税込みで1080円。登録管理組合センター通信会員は864円。送料は1部82円。
◇動支援に関する取組の抜粋を収録した。

「策定方針」と併せ、各名簿の取り扱いに関するモデル・コメントを提示している。

◇動支援に関する取組の抜粋を収録した。

指

融資金利の推移(2014.1~)



者部資に
関する要件等も
1月受付分から、融
資に関する要件等も
中「だとしている。
だとしている。

監理組合法人の代
1月受付分から、融
資に関する要件等も
中「だとしている。
だとしている。

住宅金融支援機構
「マンション共用
部分リフォーム融
資」の金利の低下が
和緩している。金融
の影響もあり、今
1月の適用金利は
1.6%。前月の

0.7年での住宅支
援機
構発足以降、最低を
記録してい
「マンションす
い・る債」を購入し
てある管
理組合は、

1月から通常の0.
2%融資金利が優遇さ
れることになったた
め、適用金利は0.
9%と1%を切る。

表理事に求められてい
た「当該マンションへ

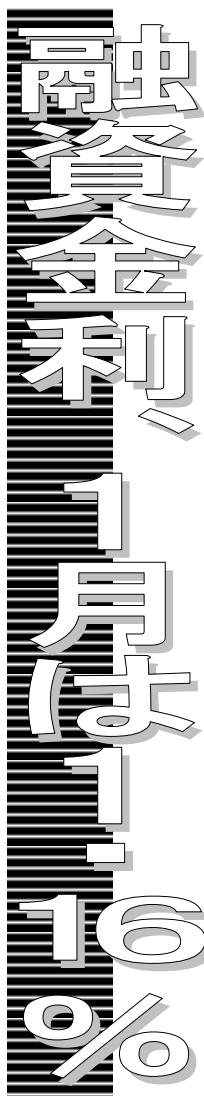
これまでの限度額は
「工事費から補助金
を引いた額の8割」
だつたが、「工事費か
ら補助金を引いた
額」のいずれか低い

の自住」要件が撤廃
されたほか、補助金
を使って工事する場
合の融資限度額の計
算方法も改正した。
これまでの限度額は
「工事費から補助金
を引いた額の8割」
だつたが、「工事費か
ら補助金を引いた
額」のいずれか低い

額に改め、融資限度額
を引き上げた。
申し込み日の前月
末時点の状況確認が
求められていた、残高
証明書や預金通帳の
写しといった確認書
類も「前々月」に緩和
している。(マンショ
ン管理新聞 第961号
より)

住宅金融 支援機構

「すまい・の債」購入なら0.96%



建て替えで 借家人

営業権の補償を要求

2014年に建て替
えを決議した東京・市ヶ
谷の「市ヶ谷ハイツ」(築
23年)で、買受指定者
が区分所有者・占有者に
積立金不足が予想され
ることから14年2
月、区分所有者10人
中9人、議決権49中
48が建て替えに賛成
決議した。買受指定者
に選ばれたコンサル会
社が反対者1名に売渡
請求を実施。同年5月、
反対者とその専有部分
を事務所使用する弁護
士と専門紙新聞社に対
し訴訟を起こした。
補償が必要」と金額上
乗せを要求。原告側は
「時価算定に営業権は
考慮されないが、そも
も事務所使用のため

江東区の場合は1%
でもいい形になる。
1%分の利子は補助金
で貰えるからだ。江
東区の場合は1%
低利になると金利が
0.14%を下回るケ
ースでは、0.14%
の金利負担になるよう
調整する決まりがある
が、東京都は「どう調
整するかは現在検討
中だとしている。

複合用途型マンション
堅ゼネコンが分譲した
裁判記録によると、中
京地裁であつた。村山裁
判官は明け渡しなどを
命じる判決を言い渡し
た。

裁判記録によると、中
京地裁であつた。村山裁
判官は明け渡しなどを
命じる判決を言い渡し
た。